

副本

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

証拠説明書（3）

令和7年5月8日

名古屋地方裁判所民事第1部合口C係 御中

被告指定代理人

浅海 俊介 

伊藤 達也 

齋藤 大 

佐藤 良訓 

外山 詳子 

佐藤 亘 

谷岡 朋貴 

山田 慎悟 

加藤 政樹 

加藤 俊介 

小林 茉由 

鈴木 祥吾 

高 橋

聡



山 岡 雄 一

一



略語は、準備書面の例による。

号証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立証趣旨
乙10	書籍「別冊法学セミナー no. 210 新基本法 コンメンタール憲法」 (抜粋) (芹沢斉・市川正人・阪 口正二郎編)	写し H23.10.11	憲法80条2項にいう「報酬」は裁判官の職務と責任に対する給付として支払われる金銭であるところ、「報酬」以外のもろもろの手当までも減額されることから自由なものとして保障されているとはいえないこと(419、420及び426ページ)
乙11	書籍「新・コンメンタール 憲法(第2版)」(抜粋) (木下智史・只野雅人編)	写し R1.6.25	憲法80条2項にいう「報酬」は公務員の「俸給」と同じものと解されること(652、660ページ)
乙12	人事院ホームページの 「別紙第1 職員の給与 に関する報告」と題する PDFファイル出力物 URL https://www.jinji.go.jp/content/900030719.pdf	原本 R7.3.25	平成15年の人事院勧告時の「職員の給与に関する報告」においては、「地域における公務員給与の在り方は、地域給等の地域別給与配分のほかに、職種間、世代間など給与配分全体の在

	(被告指定代理人)		り方と密接に関係している」ことから、「地域の公務員給与の問題に適切に対応していくためには、民間準拠の前提となる民間給与の調査について、民間企業における人事・組織形態の変化に合わせて調査・比較方法の適時の見直しを行うことが必要となる。加えて、給与決定における年功要素を縮小するとともに、職務・職責の的確な反映を基本に勤務実績・業績を重視した給与制度（信賞必罰の徹底）となるよう、制度の見直しを行いつつ、民間における給与の地域差に対応できる地域手当を設けることが肝要となる。このように地域における公務員給与問題に基本的に対処していくためには、給与制度全般として整合性の取れた形で見直しを進めていく必要がある。」とされていること（別
--	-----------	--	--

				紙第 1・24 ページ)
乙 1 3	書籍「公務員給与法精義 (第 5 次全訂版)」(抜 粋) (吉田耕三編著)	写し	H30.9.10	地域手当は、従前、民間の 賃金水準が全国平均より低 い地域においては公務員の 給与に関して「民間賃金に 比べて高すぎる」等の批判 等が見受けられる状況にあ った中で、俸給表の全国共 通の適用を維持する一方 で、各地域の物価等が反映 された民間賃金水準を公務 員の給与に適切に反映させ るために設けられたもので あること(292 ないし 2 94、301 及び 302 ペ ージ)、地域手当は、職員 が在勤する地域ごとの級地 区分及び支給割合を民間賃 金の状況を踏まえて決定す るものであるところ、当該 民間賃金の状況は、客観的 な統計データを基に算出 し、各地域の級地区分につ いては、算出された民間賃 金の状況を統一的な基準に

				当てはめて定めたものであること（３０７ページ）
乙１４	大阪高等裁判所平成２１年７月１６日判決（判例秘書から出力したもの） （被告指定代理人）	原本	R7.3.19	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（Ａ規約）７条(a)(i)は裁判規範性を有するものではないこと